

こども青少年局人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取組みについて、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、こども青少年局に「こども青少年局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、こども青少年局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事をもって充てる。
- 4 委員は別表に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を述べさせることができる。

(協議事項)

第5条 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取り組みに関すること。

- 2 局における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関すること。
- 3 その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども青少年局企画部総務課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

委員長	こども青少年局長
副委員長	理事兼こどもの貧困対策推進室長
委員	企画部長 こどもの貧困対策推進担当部長 子育て支援部長 医務監 幼保施策部長 保育所機能整備担当部長 保育・幼児教育センター所長 中央こども相談センター所長 総務課長 企画課長 経理課長 青少年課長 管理課長 こども家庭課長 阿武山学園長 幼保企画課長 保育所運営課長 中央こども相談センター運営担当課長